

厚生労働行政推進調査事業費補助金
(地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業)
分担研究報告書

日中韓における少子高齢化の実態と対応に関する研究
「台湾の新型コロナウイルス感染症対策の概観」

研究分担者 小島克久 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

世界では、新型コロナウイルス感染症が拡大しており、その感染予防、治療、その他対応策に苦慮している。台湾もその例外ではなかったが、感染者数は602名、死亡者7名(2020年11月15日現在)にとどまっており、迅速な対応が注目を集めている。一般に感染症に限らず、災害などの大きな問題が社会で起きたときは、その対応が迅速かつ的確であるほど、社会全体で見たその後の影響は小さく抑えることができ、人々の生活再建の困難さも軽減される。台湾では新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に際して、どの段階でどのような対応をとったか、特に医療や介護分野での具体的な対策はどのようなものであったのだろうか。これを知ることで、今後の突破的かつ社会全体に影響を与える出来事において、医療や介護などの分野での対応の仕方について知見を得ることができる。

このような問題意識のもと、本稿では台湾での新型コロナウイルス感染症対策として、①感染症拡大直後の対応の流れ、②対応策の枠組み、③医療、介護分野を中心とした対策、について以下のとおり概観した。

①として、感染拡大直後の2020年1月は、感染拡大の兆候の把握や体制立ち上げが中心であり、2月には対策のための特別条例の制定、特別予算の編成などの基本的な対策の枠組み作りが進んでいた。3月以降はマスク実名制割当販売制の実施、特別予算の補正が進んでおり、迅速な対応が採られていた。②としては、「嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例」を2月に制定し、感染症対策法や全民健康保険などの既存の法律や制度も活用する体制であった。この特別条例に基づく特別予算として「中央政府嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別預算」が編成された。③としては、医療分野では検査・治療体制の確立、医療関係者や医療機関への支援、医療費の確保の他、感染者や家族への支援が行われた。さらには、マスクが必要な人に行き渡るようにマスク実名制割当販売制が実施され、予約や販売管理に全民健康保険のICカード保険証、健保クラウドシステムが活用された。介護分野では、介護事業所や訪問介護でのサービス提供のガイドライン策定、介護事業所支援、外籍看護工を雇用する家庭や施設に対する柔軟な運用が行われた。経済振興では、製造業やサービス業などへの融資支援策、消費振興策として

の「振興三倍券」の発行なども行われた。

このように、台湾の新型コロナウイルス感染症対策は迅速に進められたこと、さまざまな分野での対策がとられ、現在は経済振興に重点が置かれている。

A. 研究目的

世界では、新型コロナウイルス感染症が拡大しており、その感染予防、治療、その他対応策に苦慮している。台湾もその例外ではなかったが、感染者数は602名、死亡者7名（2020年11月15日現在）にとどまっており、迅速な対応が注目を集めている。一般に感染症に限らず、災害などの大きな問題が社会で起きたときは、その対応が迅速かつ的確であるほど、社会全体で見たその後の影響は小さく抑えることができ、人々の生活再建の困難さも軽減される。台湾では新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に際して、どの段階でどのような対応をとったか、特に医療や介護分野での具体的な対応策はどのようなものであったのだろうか。これを知ることで、今後の突破的かつ社会全体に影響を与える出来事において、医療や介護などの分野での対応の仕方について知見を得ることができる。

このような問題意識のもと、本稿では台湾での新型コロナウイルス感染症対策として、①感染症拡大直後の対応の流れ、②対応策の枠組み、③医療、介護分野を中心とした対策、について以下のとおり概観した。

B. 研究方法

本研究では、これまで台湾に関する人口及び社会保障に関する研究成果を活用しつつ、台湾当局の新型コロナウイルス感染症に関する政策および統計資料を活用した。医療、介護、経済振興の分野でこの対策に

関する資料を収集したほか、これらに関する制度に関する情報も確認し、今回の感染症予防対策に関する整理を行った。

（倫理面への配慮）

本研究は、研究分担者の研究成果、公表されている政策・統計資料をもとに進めた。これらの情報は公開されており、個人に関する情報は含まれていない。また、個票データの利用は行っていない。そのため、倫理面での問題は発生しなかった。

C. 研究結果

台湾の新型コロナウイルス感染症対策は、その迅速さが注目を集めている。その主な流れを見ると、感染拡大直後の2020年1月は、感染拡大の兆候の把握や体制立ち上げが中心であり、2月には対策のための特別条例の制定、特別予算の編成などの基本的な対策の枠組み作りが進んでいた。3月以降はマスク実名制割当販売制の実施、特別予算の補正が進んでおり、この点でも迅速な対応が採られていた。

対応策の枠組みが、特別な法律の設定を迅速に行う一方で、既存の法律や制度も活用している。前者として、「嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例」を2月に制定した。その目的は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を効果的に予防することで、人々の健康を守り、国内経済および社会への影響に対応すること、である。主な内容として、医療従事者、隔離対象者

とその家族への支援、経済振興策、特別予算の確保などが盛り込まれている。後者として、感染症対策法（感染症への指定、検査、指定医療機関入院の際の公費医療）や全民健康保険（保険診療、保険料の納付猶予など）などの既存の法律や制度の活用がある。

この特別条例に基づく特別予算として「中央政府嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別預算」が編成された。内容は「予防及び治療」「経済振興」（困窮者支援を含む）のふたつの部分で構成される。財源は前年度予算の余剰金と公債（同額）で賄われる。「予防及び治療」では、医療機関の緊急整備、マスクなどの必要な資材購入、検査の実施などである。「経済振興」は中小企業の融資保証、製造業、運輸業（航空業など）、観光業、農林水産業への支援などで構成される。

上記の特別条例や特別予算などに基づく分野別の支援策として、医療分野では検査・治療体制の確立、医療関係者や医療機関への支援、医療費の確保の他、感染者や家族への支援が行われた。さらには、マスクが必要な人に行き渡るようにマスク実名制割当販売制が実施された。予約や販売には全民健康保険のICカード保険証が本人確認のために用いられ、全民健康保険での検査、診察記録を管理する健保クラウドシステムが、予約は販売記録のために活用された。このシステムは、住民登録などのシステムと連携する形で感染者の把握、追跡にも活用された。

介護分野では、介護事業所や訪問介護でのサービス提供のガイドライン策定、介護事業所支援、外籍看護工を雇用する家庭や施設に対する柔軟な運用（外籍看護工が就労できない場合に代替の公的介護サービス

が利用できる）が行われた。経済振興では、製造業やサービス業などへの融資支援策、消費振興策としての「振興三倍券」の発行なども行われた。

D. 考察

世界が新型コロナウイルス感染症への対応に苦慮する中、台湾は迅速な検疫、医療体制の立ち上げ、外国との人の流れのコントロール、特別予算の確保を行った。医療、介護関係者への支援、困窮する人々への支援も既存制度を活用しながら進めている。また、医療費の支出は感染症対策法による公費医療、全民健康保険の保険給付で対応するほか、全民健康保険の健保クラウドシステムは感染者の把握、追跡、マスクの実名制割当販売でも活用されている。

E. 結論

こうした対応の迅速さこれを可能にした台湾の医療や介護の仕組みを知ることは、ポストコロナ、今後の感染症発生への対応について参考となる知見を得ることができると思われる。

現在台湾では、感染の予防を進める一方で、振興三倍券の発行による消費喚起、企業への支援を進めており、経済振興に重点を置きつつある。新型コロナウイルス感染症の社会経済への影響は今後も続き、台湾の経済状況が以前の通りになるかは、今後の推移を見守る必要があるだろう。一方で、特別予算の確保は多くが公債から賄われている。台湾には「公共債務法」があり、地方政府を含む当局の財政の健全性を守る仕組みがある。こうした仕組みへの影響の有無の検証なども分析することも重要であると思われる。

G. 研究発表

1. 論文発表

・小島克久（2020年）「台湾の医療・介護制度の特徴・課題・新型コロナへの対応」『月刊健康保険』（2021年1月）健康保険組合連合会,2021年1月号,pp.16-21.

2. 学会発表

なし

（発表誌名巻号・頁・発行年等も記入）

H. 知的財産権の出願・登録状況

（予定を含む。）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3.その他

なし

台湾の新型コロナウイルス感染症対策の概観

小島克久

国立社会保障・人口問題研究所

1. はじめに

世界では、新型コロナウイルス感染症が拡大しており、その感染予防、治療、その他対応策に苦慮している。台湾もその例外ではなかったが、感染者数は602名、死亡者7名（2020年11月15日現在）にとどまっており、迅速な対応が注目を集めている。一般に感染症に限らず、災害などの大きな問題が社会で起きたときは、その対応が迅速かつ確実であるほど、社会全体で見たその後の影響は小さく抑えることができ、人々の生活再建の困難さも軽減される。台湾では新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に際して、どの段階でどのような対応をとったか、特に医療や介護分野での具体的な対応策はどのようなものであったのだろうか。これを知ることで、今後の突破的かつ社会全体に影響を与える出来事において、医療や介護などの分野での対応の仕方について知見を得ることができる。

このような問題意識のもと、本稿では台湾での新型コロナウイルス感染症対策として、①感染症拡大直後の対応の流れ、②対応策の枠組み、③医療、介護分野を中心とした対策、について概観する。2020年1月30日、WHOは新型コロナ感染症に対し、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」（Public Health Emergency of International Concern：PHEIC）を宣言した。中国から始まったとされるこの感染症は、瞬く間に世界的に広がり、高所得国、特に欧米で感染数・死亡数が拡大し、これまでに類を見ない広範囲かつ強力なロックダウン等行動制限が多く、多くの国で実施されたことから、社会的にも重篤な影響を与えた。

2. 台湾の社会保障制度の概要

現在の台湾の社会保障制度としては表1のように、社会保険制度および社会福祉（税財源）の仕組みによる制度が存在する。前者は、医療保険である「全民健康保険」がある他、年金保険（労工保険、公教人員保険、軍人保険）、労働災害保険（労工保険等）や雇用保険（就業保険）がある。後者の社会福祉制度として、老人福祉、児童・少年福祉、身体障害者福祉などの対象者別の福祉制度がある他、公的扶助制度としての社会救助（生活保護）がある。

今回の新型コロナウイルス感染症対策では、医療費の面では全民健康保険の果たした役割が大きい。失業への対応として、就業保険の役割も大きく、低所得者への手当支給では、対象者の基準として、社会救助などの福祉制度の受給基準が活用された面がある。老人福祉、身体障害者福祉に該当する介護制度（長期照顧十年計画2.0）では、介護サービス提供にあたっての新型コロナウイルス感染症の予防、感染対策、その他介護制度の柔軟な運用が行われた。またわが国と同様に感染症対策法もある。つまり、これら既存の制度が今回の新型コロナウイルス感染症対策に機能している。

なお、台湾では緊急に法律や条令を制定して、感染症などの社会でおきた問題に対応する場合がある。今回も特別な条例を定めて、新型コロナウイルス感染症対策の枠組みの根拠となっている。

表1 台湾の主な社会保障制度

仕組み	主な制度
社会保険	<ul style="list-style-type: none"> ○医療保険 全民健康保険 ○年金保険 労工保険(民間企業等の雇用者)、軍人保険(軍人)、 公教人員保険(公務員、学校の教職員)、国民年金(自営業者など) ○雇用保険 就業保険 ○労働災害 労工保険など ※農民健康保険 障害・出産給付
社会福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○公的扶助 社会救助法 ○老人福祉 老人福利法、(介護制度:長期照顧十年計画2.0※) ○児童福祉 児童及少年福利與權益保障法(経済的支援、児童福祉サービス) 幼児教育及照顧法(幼稚園での就学前教育と保育) (親の働き方)両性平等工作平等法(育児休業など) ○障害者福祉 心身障害者權益保障法(一部は※で対応) ○特に支援を要する世帯(配偶者が亡くなった世帯など)などへの福祉 ○原住民族(先住民族)を対象とした福祉

出所: 小島克久(2017)「台湾の社会保障(第1回) 台湾の人口・経済の状況と社会保障制度の概要」『社会保障研究』第6号所収の表2より引用。

3. 台湾の新型コロナウイルス感染症対策の主な動き

台湾の新型コロナウイルス感染症対策について、特にこの感染症が世界に拡大し始めた2020年1月から4月までを中心主な動きをまとめると、表2のようになる¹。これをもとに、台湾の対応を時系列で見よう。

2019年12月31日に台湾当局は武漢で原因不明の肺炎発生を把握し、WHOにも通報している。2020年1月2日(台湾では1月1日のみが休日)には、「原因不明肺炎対策委員会第1回会議」が開催され、台湾の医療関係者に武漢渡航歴のある肺炎症例の通報を要請している。10日はこの肺炎による診療所での診察原則を策定し、16日には新型コロナウイルス感染症を台湾の感染症対策法に基づく第5類伝染病に指定している。隔離や入院措置などがこの時点で可能になっている。20日には新型コロナウイルス感染症中央対策本部(本部長:陳時中衛生福利部長)が設置され、2021年1月現在でも新型コロナウイルス感染症対策の中核となっている。このように兆候の把握、体制の立ち上げが2020年1月の半ばまでに行われていた。

2020年の台湾では春節(旧暦の大晦日が平日の場合に前日に設けられる臨時休日を含む)の休日は1月23日から29日にかけてであった。この時期にもさまざまな対策がとられていた。22日は台湾から武漢への渡航が禁止され、23日は台湾の航空会社による武漢直行便が運行停止となり、武漢在住の中国住民の台湾渡航が禁止された。26日には中国住民の台湾渡航が制限させることとなった。29日には新型コロナウイルス感染症の集中検疫所が設置された。この時期は渡航制限が顕著であった。

2月に入るとさらに対策が本格化した。6日はテレビやラジオで感染症予防番組が放送開始されるとともに、後述の「マスク実名割当販売制 1.0」がスタートした。健康保険証を本人確認書類としたマスクの割当販売を薬局で行う仕組みである。この制度は16日には、販売場所を保健所にも拡大している。

¹ 衛生福利部 web サイト「COVID-19 防疫關鍵決策網」をもとにまとめた。

<https://covid19.mohw.gov.tw/ch/mp-205.html>

時期を戻ると10日は中国との直行便の停止、小三通（台湾の離島から中国大陆との人の往来）の停止が行われた。23日は医療関係者、ソーシャルワーカーの海外渡航制限措置（事実上の海外渡航禁止）がとられ、この措置以前に予約していた海外渡航取消に伴う費用の補償も行われている。25日には「嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例」が施行され、新型コロナウイルス感染症対策の根拠となる法律となった。この条例に基づく新型コロナウイルス感染症対策の特別予算として600億台湾元（約2,200億円）が編成された。この時期は対策の基本的な枠組みが作られていた。

表2 台湾の新型コロナウイルス感染症対策の主な動き

年	月 日	主な動き
2019年	12月 31日	武漢での原因不明の肺炎症例を把握。WHOに通報
2020年	1月 2日	「原因不明肺炎対策委員会第1回会議」開催。 医療関係者に武漢渡航歴のある肺炎症例の通報を要請
	10日	「原因不明肺炎に係る診療所での診察原則」を策定
	15日	新型コロナウイルス感染症を法定伝染病（第5類伝染病）に指定
	20日	新型コロナウイルス感染症中央対策本部設置
	22日	台湾からの武漢への団体旅行を禁止
	23日	台湾航空会社の武漢直行便を運航停止。武漢居住の中国住民の台湾渡航禁止
	26日	中国住民の台湾渡航制限
	29日	「新型コロナウイルス感染症集中検疫所」指定
	2月 6日	テレビ及びラジオチャンネルを用いた感染症予防番組を放送開始 マスク実名割当販売制1.0開始（健康保険証により予約・薬局で購入）
	10日	中国との直行便の制限 小三通の停止
	16日	マスク実名割当販売制での購入可能場所に保健所が追加
	23日	医療関係者等の出国制限および費用保障規定実施
	25日	「嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例」施行。 特別予算600億台湾元
	3月 1日	「地方政府居宅検疫及び隔離支援計画」実施
	11日	「居宅検疫帰宅交通手段方案」実施
	12日	マスク実名割当販売制2.0開始（アプリでの予約、主要コンビニでマスク購入可能に）
	19日	外国人の台湾渡航制限。入国者は14日の居宅検疫
24日	航空機の海外との運航禁止	
4月 1日	「ソーシャルディスタンス注意事項」公布	
14日	特別予算第1次補正2100億台湾元	
16日	「防疫期間行政院生活困窮者支援計画」策定	
22日	マスク実名割当販売制3.0開始（主要コンビニでマスクの予約・購入が可能に）	
5月 6日	「衛生福利部新型コロナウイルス感染症拡大による生活困窮者支援実施計画」策定	
7月 1日	「振興三倍券」発行（生活困窮者への購入費補助開始）	
23日	特別予算4200億台湾元へ増額要求（10月27日に減額の上で立法院で可決）	

出所：行政院、衛生福利部、經濟部資料より作成

3月の主な動きとして、12日に「マスク実名割当販売制 2.0」が実施され、アプリでの予約、主要なコンビニエンスストアでの購入が可能になった。19日の外国人の台湾渡航制限がとられ、入国後は14日に居宅検疫（隔離）が求められるようになった。24日は航空機の海外との路線が運行禁止となった。4月になると、特別予算の補正が行われ、総額で2100億台湾元（約7,600億円）に増額された。22日には「マスク実名割当販売制 3.0」が実施され、マスクの予約・購入ともに主要コンビニエンスストアで可能になった。7月に入ると、1日に消費振興策としての「振興三倍券」が発行開始され、23日には特別予算の第2次補正案が行政院から立法院に送られた。10月27日に第2次補正で増額を要求した予算案から若干の減額が行われたが、総額は約4,199億台湾元（約1.6兆円）の規模となった。この時期には予防や治療の対策の一方で、経済振興策も実施されている。

4. 台湾の新型コロナウイルス感染症対策の枠組み

(1) 特別条例による枠組み

台湾の新型コロナウイルス感染症対策は、すでに述べた感染症対策法、全民健康保険といった既存の法律や制度でも対応している。一方で、この感染症対策のための特別な法律も制定されている。それが「嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例」（新型コロナウイルス感染症予防・治療・支援・振興特別条例）である。2020年2月25日に交付されたこの条例の目的や内容は図1のとおりであるが、目的は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を効果的に予防することで、人々の健康を守り、国内経済および社会への影響に対応すること、である。

主な内容として、医療従事者、隔離対象者とその家族への支援、経済振興策、特別予算の確保などがある。医療従事者への支援としては各種助成金や手当の支給を行うこと、隔離対象者とその家族への支援としては、隔離対象者を看護する家族で就業できなくなった者への保障、隔離対象者に対して雇用主の休業保障などがある。マスクや防護服などの確保（原材料や生産設備の徴用と補償）も盛り込まれている。経済支援策として、新型コロナウイルス感染症の影響で運営が困難になった企業、医療機関などへの補償などが盛り込まれている。また、感染症対策に関するテレビやラジオでの番組放送、マスクなどの不当な値上げの禁止、感染症に関する虚偽情報の流布の禁止、感染症予防のためにと局が採る指示に従わない者への罰則といった規程もある。そしてこれらの対策実行のための特別予算を編成することも規定されている。

この特別条例は2020年1月15日から6月30日までの期間限定であるが、効力は立法院の同意を得れば延長ができる。

(2) 特別予算の編成

上述の特別条例に基づく特別予算として「中央政府嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別預算」がまず2020年2月27日に編成された。期間は2020年1月から12月までであり、規模は当初予算では600億台湾元（約2,200億台湾元）である。内容は「予防及び治療」「経済振興」（困窮者支援を含む）のふたつの部分で構成される。財源は前年度予算の余剰金（300億台湾元（約1,100億円））と公債（同額）で賄われる。「予防及び治療」では、医療機関の緊急整備、マスクなどの必要な資材購入、検疫の実施などである。「経済振興」は中小企業の融資保証、製造業、運輸業（航空業など）、観光業、農林水産業への支援などで構成される²。

この特別予算の第1次補正が4月に行われ、総額で2,100億台湾元（約7,600億円）に増額された。増額分の1,500億台湾元（約5,400）は全額公債で賄われ、経済振興では、人々の雇用を守るための給付（困窮した企業の賃金補助など）、当局の信用保障の拡大、困窮している高齢者、児童、身体障害者への手当支給、消費振興策としての経済振興券（後述の「振興三倍券」）の発行などが盛り込まれた。一方で検疫や隔離に伴う補償の増額（検疫可能な人数の拡大）、医療機関への支援策も盛り込まれている。

第2次補正は7月23日に立法院に提出され、10月27日に一部修正で承認された。総額は4,199.43

² 短期の対策の経費は、既存の一般会計予算などからの支出が優先される。

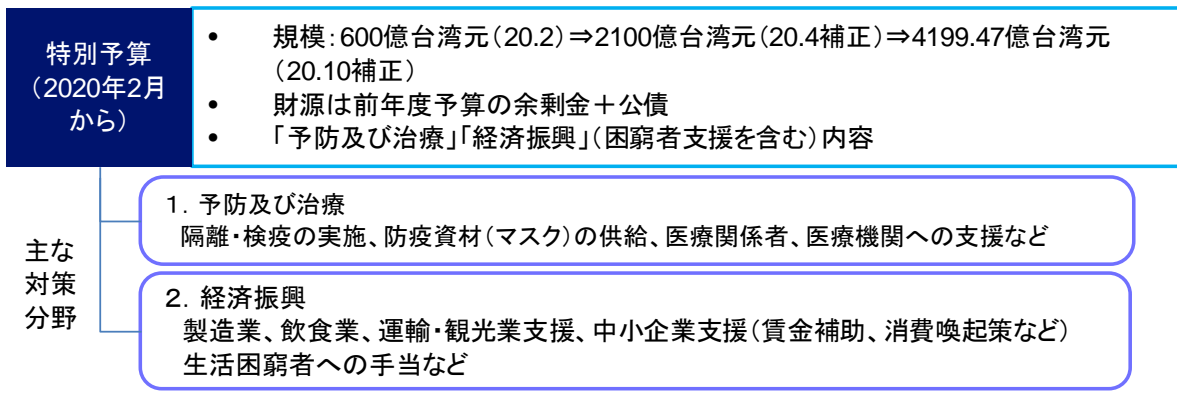
億台湾元（約1兆6千億円）であり、海外の新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、台湾経済への影響は依然として大きいと判断し、そのための備えをすること、感染症予防策の継続が謳われている。増額分は全額公債で賄われ、特別予算の期間を2021年6月まで延長し、感染症予防に必要な物資購入の一方で、経済振興策の不足分に重点を置くなど、経済振興策が重視されている。

根拠法：嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例（2020.2.25公布）

（目的）新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を効果的に予防することで、人々の健康を守り、国内経済および社会への影響に対応すること

（主な内容）

①医療従事者への支援 ②隔離・検疫対象者などへの補償 ③防疫に必要な資材の徴用 ④経済的支援策 ⑤広報 ⑥経費の確保（特別予算） ⑦禁止行為（検疫などの指示に従わない、感染症に関する虚偽情報の流布、防疫資材などの不当値上げなど）



出所：行政院、行政院主計総処（予算）、衛生福利部資料より作成

図1 台湾の新型コロナウイルス感染症対策の枠組み

5. 台湾の主な分野での新型コロナウイルス感染症対策

(1)医療

a)検査

医療分野での新型コロナウイルス感染症の主な対策は図2のとおりである。まず検査・隔離・治療体制を見ると、伝染病予防法に基づく第5類伝染病に指定されているため、指定された地域検査所で感染が確認された場合は、居宅での隔離・検疫（海外からの帰国者の場合）となる。症状が重度の場合は感染症対策法に基づく指定医療期間への入院となる。感染症予防のためには、感染者の所在確認も不可欠である。台湾では、全民健康保険の健保クラウドシステム（医療保険での診療、検査情報をクラウドで管理するシステム）を住民登録、入国管理のデータベースと連結させて、入国者の検疫、感染者の把握など、感染者を追跡できるシステムが運用されている。

b)医療従事者・医療機関支援

医療従事者・医療機関への支援策として、マスクや防護服などの必要な資材（防疫物資）を当局が確保し、医療機関に優先供給している。居宅隔離や検疫となった者で診察が必要な場合、オンライン診療を全民健康保険の保険給付対象としている。台湾では1月に医療関係者、ソーシャルワーカーの海外渡航制限（事実上の渡航禁止）を実施している。渡航費用のうち払い戻しができない費用（旅費、宿泊費、

会議の登録料など)を補償する措置もとられた。医師や看護師への手当として、医師には1日当たり、看護師には1出勤当たりで、それぞれ1万台湾元(約3万6千円)が支給されている。医療機関で病室等を増設する補助として、検疫外来を設置する場合に開設奨励金として1カ所当たり20万台湾元(約72万円)が支給される。また、専門病室の設置にあたっては1室当たり10万台湾元(約36万円)の設置奨励金、運営費として最高10万台湾元の支給が行われている。今回の感染症拡大の予防に功績のあった医療従事者、医療機関への報奨金の支給も行われている。

今回の感染症拡大の影響で、業務停止、運営が困難になる医療機関の存在も想定された。台湾当局は感染症発生などの理由で業務停止命令を受けた医療機関に対して、業務停止期間中の人件費などの運営費補助(または前年同時期の保険診療点数相当の金額の補助)を行っている。また、業務停止命令を受けた医療機関、2020年1月15日からの期間で収入の減少が継続(連続6ヶ月で15%の収入減少など)した医療機関には、融資を受ける際の信用保障、利息補助も行っている。

c)感染者と家族への支援

感染者およびその家族への支援策もとられている。経済支援として、埋葬費や生活支援のための一時金(最高3万台湾元(約11万円))の支援を行っている。また、困窮者生活補助追加支援として、当局が指定した低所得者などを対象とした手当受給者にひとり1ヶ月当たり1,500台湾元(約5,400円)を2020年4月から6月の3ヶ月分を支給している。前者は申請が必要で審査もあるが、後者はすでに社会福祉からの手当を受け取る資格のある者を対象とするため、当局が対象者を確認して支給するため、申請や審査は必要ない。居宅隔離・検疫の対象者となった者、彼らを看護するために就業できなくなった者への手当も実施されている。前者は当局の措置に協力するために行動の自由を失うことによるもの、後者は看護のために休暇を取得したため収入を得る機会を失ったことへの補償である。感染者及び家族、ひとり1日あたり1000台湾元(約3,600円)が支給される。

d)医療費

新型コロナウイルス感染症に感染した場合の医療費は、感染症予防法に伴う指定医療機関への入院の場合は、この法律に基づいて公費医療となる。それ以外の場合は全民健康保険からの給付となる。全民健康保険では、保険料納付が困難になった者や企業・団体(事業主)に対して、保険料納付猶予制度を設けている。今回もこの制度が利用可能であり、2020年2月から7月の保険料の納付猶予(6ヶ月間)が認められている。このほかに被保険者に対して、保険料の分納、保険料納付が遅れた場合の滞納金の免除、(保険料納付のための)支援基金からの貸付が行われている。

e)マスク実名制割当販売制度

防疫資材のうち、住民が使うマスクについては、実名制割当販売制度が実施されている。それ以前に、マスクが台湾内で確保されることが重要であり、台湾内での生産を確保する一方で、輸出規制も実施されている。具体的には、1月には医療用マスクの輸出規制が行われるとともに、個人のマスク海外持出がひとり250枚までに制限された。1月31日には台湾で生産されるマスクは当局が買い上げ(1日あたり400万枚:当時)、配分は新型コロナウイルス感染症中央対策本部が決定することとなった。2月にはマスクの輸出が禁止されている。

こうした中、住民を対象としたマスク実名制割当販売制度が2020年2月から実施されている。この制度は、独居高齢者などマスクが特に必要な住民にマスクが手に入るようにするための仕組みである。具体的には、台湾の住民は1週間に2枚の割当(後に緩和)で、当局が決めた価格(例:大人用2枚で

10 台湾元 (約 36 円)) でマスクを購入できる。販売・購入は実名制を採用し、本人確認は全民健康保険の IC カード保険証で行う。全民健康保険未加入者は国民身分証明書 (わが国のマイナンバーカードに相当) を用いる³。購入場所は全民健康保険指定の薬局 (処方箋薬局) であったが、後に保健所での購入も可能になった。購入記録は全民健康保険の健保クラウドシステムで管理される。

検査・隔離・治療体制	<ol style="list-style-type: none"> 1. 感染症予防法の第五類伝染病に指定 2. 検査・隔離・入院 指定地域検査所で検査。感染確認の場合は居宅隔離・検疫 (居宅又は集中検疫所: 海外帰国者)。重度の場合は入院 (指定医療機関※) ※感染症予防法に基づく指定医療機関制度 3. 全民健康保険 (健保クラウドシステム)、住民登録、入国管理等のデータベースを連結させて、入国者の検疫、感染症拡大防止の追跡システムを構築・運用
医療従事者・医療機関支援	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防疫物資 (医療用マスク、防護服など) の医療機関への優先供給 2. 居宅検疫・隔離対象者へのオンライン診療を保険診療に 3. 経済支援 <ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者等の原則海外渡航禁止と費用補償 ・医師・看護師などへの手当 ・検疫外来、専門病室設置への補助 ・功績のある医療機関やスタッフに報奨金 ・新型コロナウイルス感染症による当局からの業務停止命令、検疫への協力で医療業務ができなくなった医療機関への補償 ・新型コロナウイルス感染症の影響で運営が困難になった医療機関支援 (融資の信用保証と利息補助)
感染者・家族支援	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経済支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 埋葬費、生活支援の一時金支給 (1~3万台湾元) ※条件あり (2) 低所得世帯への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・一時金 (ひとり1万台湾元) ※条件あり・要申請 ・困窮者生活補助追加支援 (ひとり1ヶ月当たり1500台湾元 2020年4月~6月) 当局が指定した手当受給者。当局が対象者を確認して支給 (申請不要) 2. 居宅隔離・検疫により就業等の活動ができなくなったことへの補償 感染者及び家族、ひとり1日あたり1000台湾元 ※条件あり
医療費	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定医療機関に入院の場合は公費診療 (感染症対策法に基づく措置) 2. 上記以外の場合は全民健康保険 (医療保険) による保険診療 3. 全民健康保険での支援 (制度化されているものの活用) 保険料納付の猶予 (2020年2月~7月)、保険料の分納、支援基金からの貸付
マスク実名制割当販売制度	<ol style="list-style-type: none"> 0. マスクの海外輸出の制限 (2020年1月)・禁止 (2月) ※後に緩和 1. 住民対象の実名制割当販売制度 2. 健康保険証 (ICカード) などで本人確認 (健保クラウドシステムで管理) 3. 購入場所、数量の指定 (1人2枚など) 購入場所: 全民健保指定薬局・保健所 (2020年2月) →オンライン予約・コンビニでの購入可能 (3月) →コンビニでの予約・購入が可能 (4月)

出所: 行政院、衛生福利部資料より作成

図2 台湾の新型コロナウイルス感染症対策－医療分野－

3 月から実施の「マスク実名制割当販売制 2.0」では、オンライン (専用アプリも提供) でのマスク予約、主要コンビニエンスストアでの購入が可能になった。購入数量も緩和 (例: 大人用は1週間で9枚まで、価格は1枚5台湾元 (約18円)) された。4月初旬になり住民が購入したマスクを海外の親族に送ることも可能になった (2ヶ月間で30枚まで。経済部の許可が必要)。4月下旬には「マスク実名制

³ 長期在留資格のある外国人、外国人配偶者、留学生で全民健康保険に加入していない者は、在留許可証または出入国許可証で本人確認を行うことでマスクを購入できる。

割当販売制 3.0」が実施され、マスクの予約、購入ともに主要コンビニエンスストアで可能になった。海外への送付も 6 月 1 日からは経済部の許可、枚数制限などが撤廃された。

(2)介護

a)介護事業所での対策

介護分野での新型コロナウイルス感染症の主な対策は図 3 のとおりである。介護事業所での対策として、介護サービス提供時の予防、対応が重要であり、そのためのガイドラインを台湾当局は定めている。それによると、まず介護施設での対策として、①介護従事者、入所者、訪問者それぞれの感染予防、②感染者が出たときの対応が定められている。前者としては、介護従事者の感染予防、健康管理強化の一方で、入所者の健康管理も行い、感染が疑われる者の隔離措置も行うとしている。入所者の施設内での活動もグループ分けをして行うこととしている。また、訪問者管理として、検温や手指消毒の他、訪問記録作成、訪問回数や時間の制限の実施も定めている。後者として、介護従事者に感染者がでた場合は出勤停止や自宅隔離の実施を行うとともに、地方政府に代替要員を要請することができるなどの対応となっている。入所者の感染が明らかになった場合は、帰宅などによる施設外隔離または施設内隔離をとる他、グループ別の活動も停止する、訪問者の制限も行うこととなっている。

訪問系の介護サービスの場合、訪問先での居宅隔離、検疫対象者の有無を確認し、訪問介護に当たる者は感染予防を十分に行って訪問をすることとなっている。居宅での介護サービスは複数の種類に及ぶことが多い。そのため、介護サービス利用計画が達成されているかというケアマネジメントが重要になる。その確認は訪問で行うことが望ましいが、感染症予防の観点から電話で行うことが原則となっている。訪問する場合も短時間にとどめるなどの対策をとることが求められている。

b)介護事業所支援

介護事業所の支援も行われており、まず、医療機関と同様にマスクや防護服などの供給対象となっている。次に経済支援として、新型コロナウイルス感染症による当局からの業務停止命令、検疫への協力で運営が困難になった介護事業所への補償・融資の信用保証が行われている。業務停止命令を受けた場合は、停止期間中の人件費、水道光熱費などの運営費が補助される。運営が困難になった場合として、①収入が前年同期比で 15%以上の減少となった月が 6 ヶ月続いた場合、②同 30%以上の減少が 3 ヶ月続いた場合、などの基準がある。これらの基準に当てはまる場合は、雇用している介護従事者の賃金支払いのための融資への信用報償、事業所の運転資金を含めた借り入れへの利息補助を行うこととなっている。

今回の感染症予防で功績が大きな介護従事者への報奨金支給も行われている。直接介護にあたる者には日勤や準夜勤 1 回に月ひとり 3,100 台湾元（約 1 万 1 千円）、看護師はひとり 1 回の出勤で 5,000 台湾元（約 1 万 8 千円）などを支給することとなっている。

介護予防拠点が一時的に閉鎖された場合の対策として、地域の介護予防の拠点である C 型拠点⁴が一時的に閉鎖される場合は、配食サービスのみ暫定的に提供できる。その場合でも利用者の意向を確認し、配食事業者の協力を得ることとなっている。また、この拠点が一時的に閉鎖された場合、この間の人件

⁴ 台湾の「長期照顧十年計画 2.0」で導入された地域の介護サービス拠点の類型。介護予防、配食などを行う身近な介護拠点として位置づけられている。詳細は小島（2018）を参照。

費や運営費を当局が補助する。また認知症予防拠点でも、スタッフや利用者のいずれか1名が感染の確認があった場合には、その拠点を運営する事業者の同意の上で一時的に閉鎖される。その場合、閉鎖期間中の人件費などの費用が補助される。

さらに介護事業所評価の簡素化などの運営の弾力化も認められている。

<p>介護施設での対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護施設での予防・対応 <ul style="list-style-type: none"> ・介護従事者感染予防、健康管理強化 ・入所者の健康管理(感染が疑われる者の隔離など) ・介護サービス提供(入所者をグループ分けして介護サービスを提供) ・訪問者管理(検温・手指消毒、訪問記録作成、訪問時間・回数の制限など) 2. 感染者が出たときの対応 <ul style="list-style-type: none"> ・介護従事者の感染: 出勤停止・自宅隔離、代替要因確保(地方政府への相談) ・入所者の感染: 帰宅(自宅隔離)、施設内隔離、入所者グループの活動停止・訪問者の制限 など
<p>訪問介護サービスでの対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 訪問サービス提供 居宅隔離・検疫対象者の有無を確認。介護従事者は個人防護措置を十分にとって訪問する 2. ケアマネジメント 介護サービス利用計画の実行状況、介護サービスの質の確認は原則として電話で行う 訪問で対応の場合も短時間とし、場合によっては訪問サービスの回数や頻度を調整
<p>介護事業所支援</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防疫物資(マスク、防護服など)の供給 2. 経済支援 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症による当局からの業務停止命令、検疫への協力で運営が困難になった介護事業所への補償・融資の信用保証 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止で功績のあった介護事業所、スタッフへの報奨金支給 ・C型拠点、地域認知症予防拠点での一時休止への補償など 3. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・介護事業所評価の簡素化、人材訓練実施期間の弾力化など
<p>外籍看護工</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭で雇用の外籍看護工 <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用の外籍看護工が居宅隔離・検疫の対象となった場合(台湾に入国できない): 期間中は代替の介護サービスが利用可能。 ・すでに雇用の外籍看護工の場合(感染した場合): 同上 2. 施設で雇用の外籍看護工 <ul style="list-style-type: none"> ・外籍看護工の継続教育の期限緩和等(感染症予防の科目を含める。2021年までに終えること)

出所: 行政院、衛生福利部資料より作成

図3 台湾の新型コロナウイルス感染症対策—介護分野—

c) 外籍看護工

台湾では「外籍看護工」と呼ばれる外国人介護労働者の雇用が多い⁵。新型コロナウイルス感染症対策としての外籍看護工に関わる制度運営として次のような弾力的な運営が行われている。まず、家庭で雇用する外籍看護工で新規雇用の者が台湾に渡航できなくなった、感染の疑いで居宅隔離の対象になった場合、家庭での就労ができない。この場合、代替の公的な介護サービスを利用できる。すでに家庭で雇用している外籍看護工が感染した場合なども同様である。外籍看護工は施設でも雇用される。彼らに対する介護技能に関する継続教育の期限緩和などの措置がとられている。

(3) 経済分野 (主なもの)

⁵ 詳細は小島(2017)参照。

経済分野での支援策をまとめたものが図4である。経済部が多くを所管しているが、製造業、サービス業への支援策として、融資返済期限の1年間猶予（中小企業には猶予期間中の利息補助）、運転資金融資（信用保証や利息補助、ただし貸金引き下げや人員削減を行っていない企業という条件付き）などを行っている。

<p>経済部(中小企業処を含む)</p>	<p>1. 対象 製造業・サービス業など新型コロナウイルスの影響を受けた産業 2. 主な施策 ①融資返済期限延長(1年間延長、中小企業には利息補助) ②運転資金融資(信用保証、中小企業等への利息補助。最高5.5万台湾元) ※貸金引き下げ、人員整理を行っていないこと ③事業振興資金融資(信用保証、中小企業等への利息補助。最高22万台湾元) ④デジタル化支援、新規産業創成などへの支援 ⑤消費喚起(「振興三倍券」として2020年7月から実施)</p> <p>1) 目的:台湾の消費喚起(内需振興) 2) 発行対象者:台湾住民と外国人の一部 (外国人配偶者など、外籍労工は対象外。11月に台湾駐在の外交官などに拡大) 3) 金額:3000台湾元(2000台湾元は当局が補助。低所得者には全額補助) 4) 使用場所:店舗、屋台などでの買い物(2020年7月~12月まで) 5) 発行形式:商品券、ICカード、アプリ、クレジットカードの4タイプ 6) 発行・購入方法:オンラインまたはスーパーでの予約・購入、郵便局での直接購入 (外交官は外交部で発行、購入)</p>
<p>労働部</p>	<p>1. 労働時間短縮・一時帰休労働者 スキルアップ目的の技能訓練への補助、賃金減少分補助、職業紹介 2. 失業者 就業保険からの失業給付、子どもへの教育費補助 3. 企業 ワークライフバランス促進補助(保育施設拡充など) 就業保険の保険料納付猶予など</p>
<p>交通部</p>	<p>1. 旅行業、宿泊業などの賃金及び運営資金補助 2. 航空業(大型融資への信用保証など)と空港事業者への補助(空港施設利用料補助など)</p>
<p>文化部</p>	<p>1. 出版、芸術、芸能などの産業に従事する法人や個人を対象 2. 運営困難軽減補助(賃金、運営費の補助)、新規創作やデジタル化補助などの支援(法人のみ)</p>

出所:行政院、経済部、経済部中小企業処、労働部、交通部、文化部資料より作成

図4 台湾の新型コロナウイルス感染症対策—経済分野・所管省庁別の主なもの—

一方で内需喚起策として、台湾の住民を対象に「振興三倍券」の発行を行っている。これは、3,000台湾元(約1.1万円)の商品券であり、住民は3分の1である1,000台湾元(約3,600円)を支払うことで発行を受けることができる。差額は当局が負担し、低所得者には3,000台湾元的全額が当局から補助される。発行の形態は紙ベースの商品券方式の他、ICカード(記名式、スーパーマーケット、地下鉄、バス、鉄道会社で購入できるもの)やモバイルアプリへの入金、クレジットカード口座への振り込みの4つの方式がある。使用できる場所は、商店、デパート、レストラン、屋台での買い物である。公共料金や税金の支払い、金融商品の購入に用いることはできない。利用できる期間は2020年12月31日までである。振興三倍券の発行状況は、7月15日から11月10日までの間に約2,297万人(紙ベースでは2,117万人)が受け取っており、これは振興三倍券を受け取ることができる者の97%に相当する⁶。

⁶ 経済部中小企業処「振興三倍券新增發放対象報告」(2020年11月12日)による。

雇用対策は労働部が所管しているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で労働時間短縮や一時帰休となった労働者には、スキルアップを目的とした技能訓練の補助、賃金補助、職業紹介を行っている。失業者には雇用保険である就業保険からの給付などが行われている。企業には、就業保険の保険料納付猶予などが行われている。

この他に、交通部では台湾の旅行業、宿泊業の従事する企業への従業員賃金や運営費補助、航空業（大型融資への信用保証など）や空港事業を営む企業への補助（施設利用料補助など）などを行っている。さらに、文化部では文化、芸術、出版分野の企業や個人への支援策も行われている。

6. まとめ

世界が新型コロナウイルス感染症への対応に苦慮する中、台湾は迅速な検疫、医療体制の立ち上げ、外国との人の流れのコントロール、特別予算の確保を行った。医療、介護関係者への支援、困窮する人々への支援も既存制度を活用しながら進めている。また、医療費の支出は感染症対策法による公費医療、全民健康保険の保険給付で対応するほか、全民健康保険の健保クラウドシステムは感染者の把握、追跡、マスクの実名制割当販売でも活用されている。こうした対応の迅速さこれを可能にした台湾の医療や介護の仕組みを知ることは、ポストコロナ、今後の感染症発生への対応について参考となる知見を得ることができると思われる。

現在台湾では、感染の予防を進める一方で、振興三倍券の発行による消費喚起、企業への支援を進めており、経済振興に重点を置きつつある。新型コロナウイルス感染症の社会経済への影響は今後も続き、台湾の経済状況が以前の通りになるかは、今後の推移を見守る必要があるだろう。一方で、特別予算の確保は多くが公債から賄われている。台湾には「公共債務法」があり、地方政府を含む当局の財政の健全性を守る仕組みがある。こうした仕組みへの影響の有無の検証なども分析することも重要であると思われる。

付記・謝辞

本論文は、これまでの研究成果とあわせて本研究事業の成果公表活動の一環として執筆した。ご協力いただいた方々には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

参考文献

小島克久（2017）「台湾—介護サービスにおける外国人介護労働者」『アジアにおける高齢者の生活保障 持続可能な福祉社会を求めて』金成垣・大泉啓一郎・松江暁子 編著 明石書店 pp.184-204.

小島克久（2018）「台湾における地域密着の高齢者介護ケア提供体制構築の動向」『国際労働経済研究 Int'lecowk』1085号、pp.7-16. http://www.iewri.or.jp/cms/docs/Int_2018_11-12.pdf

小島克久（2019）「アジアの公的医療および介護制度—台湾—」『健保連海外医療保障』健康保険組合連合会, No.124, pp.15-24.

https://www.kenporen.com/include/outline/pdf_kaigai_iryoy/201912_no124.pdf

小島克久（2020）「台湾の医療・介護制度の特徴・課題・新型コロナへの対応」『月刊健康保険』（2021年1月）健康保険組合連合会, 2021年1月号, pp.16-21.

Taiwan Policy Overview to Cope with COVID-19

KOJIMA Katsuhisa¹

1.National Institute of Population and Social Security Research (IPSS)

In 2020, COVID-19 are widespread in the world, and we still have been struggling this infectious diseases in prevention care and other aspects. Taiwan also has suffered from it, but it has taken some policy measures at the earlier stage only to lead 602 infected persons and 7 deaths (15th Nov. 2020). It has attracted the attention from the world. In general, the faster in taking some policy measures to cope with emergency like pandemic and natural disaster, the better in making the subsequent impact on society as small as possible. It will be easier for us to reconstruct our life. What kinds of policy measures has Taiwan taken in this pandemic, especially in health care and long-term care? We can find health and long-term care policy implications to cope with emergency with huge impact on society by learning from Taiwan experience. This article has overviewed (1) timeline of policy measures under COVID-19, (2) the framework of policy measures, and (3) policy measures in detail with focus on health care and long-term care in Taiwan.

As for (1), in January 2020, the focus is on grasping the spread of infection and the set-up of the governmental system against this infectious disease. In February, Taiwan took policy measures to establish special laws and form special budgets for it. With these, the policy framework against this disease was completed. Since March, the surgical mask distribution system with registration using IC embedded Health Insurance Card has been implemented, and the special budget has been increased. Taiwan has taken prompt policy response. As for (2), the "Special Law for the Prevention, Care and Support against COVID-19" was enacted in February. In addition to it, Taiwan has utilized existing laws like "Infectious Disease Control Law" and "National Health Insurance Law" for disease control and health care cost finance. To finance some parts of the cost of these policy measures, a special budget "Central Government Special Budget against COVID-19" was organized too.

As for (3), Taiwan has taken some policy measures in health care provision (ex. Quarantine, health care in designated hospitals), supports to health care institutions and personals, securing health care expenses, supports to infected persons and their family. Furthermore, the surgical mask distribution system has been implemented. In this system, IC embedded Health Insurance Card has been used for reservation and sales management to distribute surgical mask as equal as they can. For the long-term care provision, Taiwan government has issued the guidelines to prevent infection in providing long-term care service both of facility and home visit care. It also carried out flexible policy operation in long-term care system and foreign born care worker employment. In economic policy, Taiwan has taken financing support measures for manufacturing and service industries, and issued "Coupon for Daily Consumption with three times premiums" for consumption promotion policy.

In this way, Taiwan has taken various kinds of policy measures against COVID-19 promptly.